知識で差がつく法人営業に表

著者 株式会社シャフト 監修 染宮勝己(税理士/CFP®)



知識で差がつく法人営業プラス 目次

	第6章 経営者個人の相続対策と 生命保険提案 82
■ 1 どうやって法人のお客さまを探すか ······· 3	1相続の基礎知識83 2経営者の相続の場合に考えられる
第 1 章 個人と法人における ライフステージの対比8	問題点88 3経営者の相続対策における 生命保険の活用91
1個人と法人とでは何がちがうのか9 2個人と法人のライフステージを	
比較する10 3法人の必要保障額の考え方13	第7章 従業員の生命保険加入 98
4経営者から何をヒアリング	11従業員の退職金制度の基礎知識99
したらよいか18	2退職金のメリット 107
_	3生命保険を活用した退職金積立109
東クラ 決算書の見せてもらい方と	4生命保険で弔慰金・見舞金を 2015年 - 115
第2章 決算書の見方20	確保する方法 115
1 注算書をお預かりできるようになろう…21	** ***********************************
(見せていただけるようになろう)	第8章 法人契約における 税務の取扱い118
2決算書の基礎知識24	税務の取扱い118
3決算書の見るべきポイント······29	11経理処理の基礎知識
	2一般的な生命保険の経理処理122
	3生命保険特有の経理処理
第3章 株式会社の基礎知識 34	4法人契約の税務取扱い
2株式と株主について38	第9 ^章 コロナ禍における 生命保険活用法140
3株価と株式の活用について41	生命保険活用法140
4株主総会について ·······44	11非常時に役立つ生命保険 141
5株式(自社株)に関する	<mark>2</mark> 緊急融資を受けた法人向けの リスクヘッジ·······144
生命保険の活用について46	
_	3コロナ禍による募集方法の変化········ 146
第4章 加入目的から考える 経営者への生命保険提案…48	資料編148
1 [経営者が亡くなったとき]の対策から 考える49	役員退職慰労金·弔慰金規程 見本 148
2事業保障資金49	従業員退職金規程(給与連動制) 見本…150 相続財産完全防衛額早見表152
3事業継続資金 ·······55	作机划压尤主例用每十元农····································
4 役員退職慰労金·························57	
第5章 事業承継における 問題点と生命保険提案 66	
 11事業承継の基礎知識 ·······67	
2自社株対策	●本書の内容は、2021(令和3)年7月1日現在の法令(税制)・制
後継者への自社株の直接集中69	度に基づいています。
3自社株対策 ※継者。の自社性の関接集中 76	●法人契約の経理処理等の取扱いについては、改正等によって変更される可能性があります。
後継者への自社株の間接集中76 4特例納税猶予制度の活用78	●個別の契約の取扱いについては、所轄の税務署または税理士等
	の税の専門家にご確認ください。

法人へのアプローチ法

ここでは、まったく法人営業の経験のない営業パーソンの立場で考えてみます。 さまざまな方法がありますので、いろいろ試して自分に合った方法を見つけてください。

前職の友人知人にあたろう

ここでは、1つ目の「話を聞いてもらいたい対象となるお客さまを見つける」をテーマに、どのような方法があるのかを考えてみたいと思います。

初めて生命保険の営業に挑戦したときのことを思い出してください。個人の見込み客を探すため、 友人知人にアプローチした経験はありませんか。新卒でこの業界に飛び込まれた方以外は、社会人経 験があり、前職の人間関係があったはずです。

オーソドックスな方法ですが、前職の会社や業界の人脈で経営者、あるいは経営者につながるキーパーソンはいないか探してみましょう。自分が元いた会社や業界なら、関心事も悩みもわかることが多いですし、経営者の話も他の業界に比べ理解しやすいという利点もあります。

既契約者の中に経営者や個人事業主がいないか探してみよう

契約をいただいている顧客の中に、会社の経営者あるいは個人事業主はいないかチェックしてみましょう。見あたらなくても悲観することはありません。孤児契約(募集担当者のいない契約)の中には、必ずといっていいほど被保険者が経営者や個人事業主となっているものがあります。

そのような契約に出合ったら、まずは住所地に出向いて確認します。そこが会社なら社名や屋号の 表札などが見つかるかもしれません。お会いできるのなら、ご契約いただいていることに対してのお 礼を申し上げ、職業・役職などを確認してみましょう。

また、孤児契約の契約者が経営者であれば、業種・創業年と業歴(会社の事業の経歴)・従業員数・経営者情報・決算情報などその会社に関する情報を入手しやすいでしょう。

趣味や習い事でのつながりの中にいないか探してみよう

趣味や習い事で名刺交換した際に、相手が経営者だったということがかなりの確率であります。経営者本人でなくてもその奥さまというケースもあります。ただし、参加費や会費の低廉なところだと出会える確率は低くなります(月会費なら1万円以上が1つの目安です)。

士業の先生と知り合いになろう

これは税務や社会保障などのFP知識を有している方向けの方法です。

最も効率の良い方法は税理士や社労士などの士業向けの勉強会に参加することです。参加資格を問われる場合は難しいですが、参加資格を問われないもの、あるいは知人からの推薦などで参加できるものも中にはあります。日本FP協会に所属している人なら、スタディ・グループ(SG)開催の勉強会に参加するのも1つの方法です。

士業の先生の信頼を得られるようになれば、顧問先の会社を紹介していただくことも可能となります。

SNSから発掘してみよう

SNSにはいくつか種類がありますが、Twitterは匿名性が高いので積極的に使うには難しい面があります。ただし、自分が実名で情報発信をする場合には向いていることもあります。同業者のス

個人と法人のライフステージ比較

ライ		家族形成期 結婚・出産	家族成長期 住宅取得	家族成熟期 子ども進学	家族独立期 子ども独立	老後生活期 定年退職
カステージ						
		20代	30代	40代	50代	(60ft∼)
ライフステー	会社会社会	創業期	成長期	安定期	事業承継期 衰退期	第2成長期へ 廃業およびM&A
		会社設立 従業員雇用	従業員増加 社屋設立 店舗出店 福利厚生制度	業績安定拡大	自社株対策 後継者育成	
ジ	経営者	30代	40代	50代	60代	勇退•老後•相続

3

法人の必要保障額の考え方

ステージごとに事業資金の流れとリスクは変わる

必要保障額について考える際、個人と法人で最も違う点は資金調達の手段です。

個人の場合、ファイナンシャル・プランニングを行ううえでの基準になるのが「給与」です。給与は定期的に見込める収入です。個人の場合はこの給与を基に支出とのバランスを考えていきます。

一方、法人の場合は、個人の給与に相当する「売上げ」やそこから経費等を差し引いた「利益」がある程度一定となってくる時期、いわゆる安定期までは変動も大きく、売上げや利益を基準に支出を考えることは困難であるといえます。

そこで法人の場合は、会社を経営するための資源となる事業資金や事業用資産をどのように準備しているか、会社の成長とともに事業資金の流れがどのようになっていくのかをまず理解しましょう。そのうえでステージごとに「経営者の死亡」というリスクが起きた場合に、なんのためにいくら必要となるのか、いわゆる「必要となる保障の目的」と「必要額の考え方」を確認していきましょう。

創業期のリスク

会社を設立する際、株式会社であれば株主がお金を出資することで「資本金」となり、それが法人として活動するための最初の資金となります。この資金を元手に事業用資産となる事業所や店舗、設備などを準備し、売上げを上げるための商品や原材料などの仕入れを行い、それらの支出をまかなうことになります。

決算書の見るべきポイント

貸借対照表のどこをチェックすればよいか

一般的に貸借対照表で見るべきポイントは次のような点になります。なお、下記の項目はあくまで 目安ですので、1~2個の数値が悪かったからといってただちに改善が必要な会社というわけでは ありません。経営者との会話のきっかけとなる部分として捉えましょう。

- ①「流動資産」と「流動負債」を比較。流動資産>流動負債であれば、いざというときに直近の返済を 流動資産でまかなえるためとりあえず良好といえます。
- ② 「固定資産」と「固定負債」を比較。固定資産>固定負債なら良好といえます。
- ③資産の部で「土地」「建物」の有無を確認。これが古くからある会社は自社株の評価額が高くなっている可能性があるので、土地や建物の取得年度を確認しておきます。
- ④「保険料積立金」や「前払保険料」という科目があれば、終身保険や逓増定期保険、長期平準定期保険などの資産性(解約返戻金)のある保険に加入しています。
- ⑤負債の部に「短期借入金」「長期借入金」の科目があれば借入先を確認します。経営者が個人のお金を会社に貸し付けている場合は、経営者死亡時に相続の問題を抱えることがあります。
- 6 固定資産合計額<長期借入金の場合は、いざというときに固定資産を売却しても返済が厳しい可

貸借対照表

令和3年4月1日から 令和4年<u>3月31日まで</u>

(単位:円)

ı				(単位:円,
	資 産	の 部	負 債	の 部
	科 目	金額	科目	金額
1	【流動資産】	[170,000,000]	(1)流動負債】	[85,500,000]
	現 金 及 び 預 金	50,000,000	5短期借入金	10,000,000
	売 掛 金	50,000,000	買 掛 金	40,000,000
	商品	70,000,000	未 払 金	30,000,000
			未払法人税等	1,500,000
			未払消費税	4,000,000
2	【固定資産】	[6] 55,500,000]		
	(有形固定資産)	(38,000,000)	② 固定負債】	[100,000,000]
(3)	建物	13,000,000	5 長 期 借 入 金	6 100,000,000
	車両・運搬具	5,000,000		
	工具器具備品	10,000,000		
3	土 地	10,000,000	負債の部合計	185,500,000
	(無形固定資産)	(1,500,000)	純資産の部	
	ソフトウェア	1,000,000	【株主資本】	[40,000,000]
	電 話 加 入 権	500,000	【資本金】	[7] 10,000,000]
			資 本 金	10,000,000
	(投資等)	(16,000,000)	【利益剰余金】	[30,000,000]
	出 資 金	1,000,000	その他利益剰余金	23,000,000
	投資有価証券	5,000,000	8当期純利益	7,000,000
4	保 険 料 積 立 金	10,000,000		
			純資産の部合計	40,000,000
	資産の部合計	225,500,000	負債及び純資産の部合計	225,500,000

主な少数株主の権利

議決権保有割合	できること		
10%以上	解散請求権		
3%以上	取締役・監査役解任請求権、株主総会招集請求権、会計帳簿閲覧請求権 など		
1%以上	株主総会検査役選任請求権、株主提案権(要件あり) など		
1株 (1単元株)	(自益権) 利益配当請求権、株式買取請求権、名義書換請求権 など (共益権) 株主代表訴訟提起権、取締役会議事録閲覧請求権、 計算書類閲覧請求権、取締役違法行為差止請求権 など		

株式が分散することで起こりうる問題点

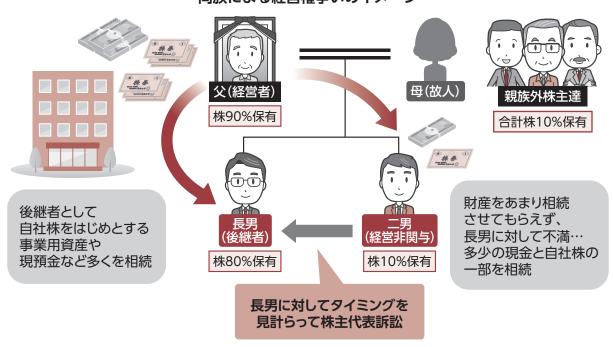
株式が分散すると当然ですが株主の数が増えます。わずかしか株式を持っていない株主でも、次のような問題点を抱えています。

権利を行使されて会社経営の障害になる

1株でも主張できるものとして「株主代表訴訟」があります。これは、一定の要件を満たしたときに、株主が経営者を相手に訴訟を起こすことができる権利です。

例えば、中小企業経営者の相続において、事業用資産だからと株式(自社株)をはじめ財産の多くを相続した後継者である長男と、多少の現金と自社株をほんの少ししか相続できなかった二男がいたとします。二男はあまり財産がもらえなかったのが面白くありません。そのため、長男のちょっとしたこと(中小企業は会社の財布と経営者個人の財布が一緒になりがちで資産の混同が起こりやすい)を追及するために、少数株主である二男が株主代表訴訟を起こすことがあります。これでは長男は会社を思うように経営できるわけもなく、最悪の場合、会社が乗っ取られることさえあります。

同族による経営権争いのイメージ



「経営者が亡くなったとき」の 対策から考える

経営者死亡における法人の加入目的

経営者の生命保険の加入目的には、それぞれの会社や経営者の状況によってニーズが異なるため、 さまざまなものがあります。

中でも、経営者死亡における最低限必要な加入目的は、会社を守るための「①借入金の返済資金」や、「②事業用資産の買取資金」、そして事業を続けるための「③事業継続資金」、会社から最後に受け取る給与「④経営者の死亡退職金(別途弔慰金)」等々があります。いずれも決算書から収集した情報(第2章参照)を基に、加入目的ごとに設計します。

経営者死亡における法人保険の加入目的

事業保障資金

経営者死亡後、直ちに必要となる資金

①借入金の返済資金

②事業用資産の買取資金

事業用不動産の買取資金

事業継続資金

経営者死亡後、継続して必要となる資金(後継者の育成度合いによって異なる)

③事業継続資金

役員退職慰労金

経営者死亡後、直ちに必要となる資金

4)死亡退職金・弔慰金

2 事業保障資金

借入金の問題点とその返済資金の確保

経営者の死亡時点で会社に借入金残高があることにより、いくつかの問題を生じる可能性があります。

1つ目は、会社が金融機関から借入金を受ける時点で、経営者には連帯保証が付けられます。その後、借入金完済前に連帯保証人である経営者が死亡した場合、連帯保証債務はなくなるわけではありません。連帯保証債務は法定相続人によって、法定相続分で相続されるということです。具体的には、配偶者と子ども2人の計3人の相続人がいれば、連帯保証債務は、配偶者が1/2、子どもが1/4ずつ相続することになります。

3 自社株対策 後継者への自社株の間接集中

4 自社株の間接承継のリスクと生命保険対策

自社株を直接後継者に引き継がせるには、前述の贈与・相続・譲渡の方法がありますが、間接的に後継者の持ち株割合を増加させることによって、後継者の支配権を強めることもできます。

本章では詳しく説明しませんが、その方法として、「金庫株の買取り」「種類株式の発行」「従業員持株会」「中小企業投資育成会社」等があります。

ア)金庫株の買取り

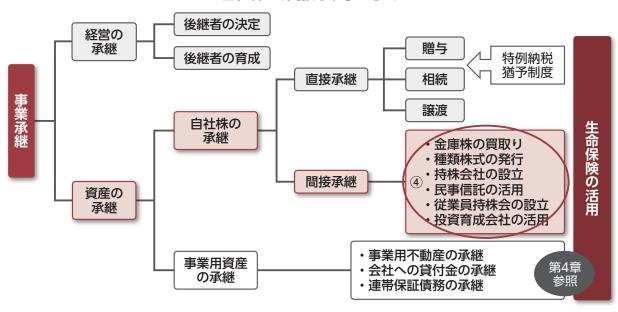
会社が、後継者以外の株主から自社株を買い取ることによって、会社がその自社株を保有することで間接的に後継者の保有する自社株の割合を高め支配権を強くする方法です。

会社が取得した金庫株には議決権がないために、その分、議決権株式総数が減少し、必然的に後継者の持分の株式の支配権が高まってきます。

特に、親族株主や番頭的な古参役員が自社株を保有する場合、後継者の経営に口出しをしてくることが十分に考えられます。後継者にとって自身の思うような経営ができない場合には、うるさい株主から自社株を買い取っておく必要があります。

問題は自社株を買い取るための資金づくり(生命保険を活用)をどうするかです。一部の株主から買い取った場合、その他の株主からも買取申し出(売主追加請求)の可能性があり、それにも対応しなければなりません。また、株主が売渡しを拒否した場合は買い取れませんので、その対策として株主の相続が発生した場合に強制的に買い取ることができるよう、定款に「売渡請求」を加えておくことなど、金庫株のためにはさまざまな準備が必要です。資産税の得意な税理士などの専門家とタッグを組んで、アドバイスにつなげましょう。

自社株の「間接承継」の方法



経営者の相続対策における 生命保険の活用

円満な遺産分割のための活用法

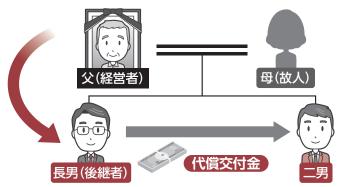
遺産分割をスムーズに行っていくうえで役に立つ生命保険の活用法を見ていきます。相続税がかかる相続は年間死亡者数の10%弱程度ですので、経営者の相続に限らず、多くの人が活用できる内容となっています。

代償交付金の準備

経営者の相続が発生して遺産分割協議になった際、例えば後継者が財産の多くを相続し、その代わりに他の相続人に後継者自身の保有する現金等の財産を渡すことを「代償分割」といいます。

代償分割のイメージ





後継者が相続財産の多くを相続する代わりにその他の相続 人に現金等を支払い、遺産分割のバランスを調整する

この代償分割は、分けづらい財産(自社株や事業用不動産)を後継者が相続し、その代償として後継者が他の相続人に相応の財産を渡すことになるため、一般的に後継者自身の財産に現預金がないと実現できません。したがって、自社株や事業用不動産などのまとまった財産を相続する後継者は、あらかじめ代償交付金としての現金の準備が必要です。

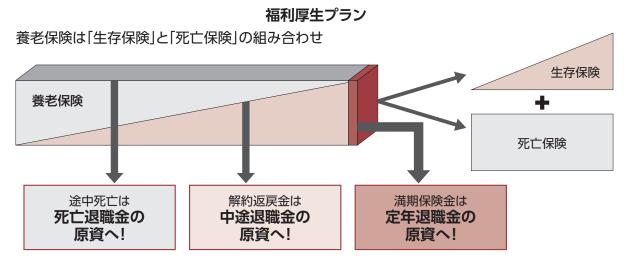
そこで生命保険を活用し、原則受取人固有の財産となる死亡保険金を後継者に残すことでこの問題を解決できます。

なお、単に後継者から他の相続人に現金を渡しただけだと贈与とみなされてしまう可能性があるため、遺産分割協議時に作成する遺産分割協議書に代償交付する旨を記載しておくか、財産を相続する代わりに代償交付をする旨を遺言に記載しておく(負担付遺言)などの記録を残しておきます。また相続税の申告においても、代償分割として支給した現金は、支給した本人の課税価格から差し引き、反対に代償交付を受けた相続人はそれを課税価格に加えて申告を行う(時価との調整あり)ことで、贈与とはなりません(相続税基本通達11-2-9, 11-2-10)。

生命保険を活用した退職金積立

福利厚生プランについて

退職金積立制度として生命保険を活用したプランの1つに、養老保険を活用した「福利厚生プラン があります。福利厚生プランの仕組みは次のとおりです。



〈契約形態〉

〔法人税基本通達9-3-4(3)〕

契約者	被保険者	満期保険金受取人	死亡保険金受取人	経理処理
会社	役員·従業員	会社	役員・従業員の 遺族	1/2資産計上 1/2損金算入 (福利厚生費)

養老保険は、満期時の保険金と死亡時の保険金が同額となる「生存保険」と「死亡保険」の両方を準備することのできる保険です。

まず「養老保険」で退職金制度の積立を始めた場合、積立金がまだ積み上がっていなくても「死亡保険」としての保障が準備できたことになります。したがって、万一従業員が死亡した場合の弔慰金や死亡退職金の支払い財源を確保できたことになります。

その他、従業員が早期退職をした際には、解約返戻金を基準に保険の現物での支給や解約して会社が受け取った解約返戻金を退職金の財源とすることも可能となります。また、その従業員が会社に多大な不利益を与え懲戒解雇とした場合などは、会社が受け取った解約返戻金は退職金として支給せず、そのまま会社の資金とすることも可能となります。

このように生命保険の解約返戻金は、契約者である会社が権利を有しているため社内積立として 考えることができます。

社内積立でありながらデメリットである「運転資金等に使われやすい」ことに対する解決策となるのが養老保険です。さらにこの養老保険は、「普遍的加入」など所定の要件を満たすことによって保険料の1/2が福利厚生費として経費扱い(損金算入)できるという税制面での優遇もあることから、会社にとって理想的なプランともいえるのではないでしょうか。

生命保険で使う勘定科目一覧

貸借対照表

損益計算書

資産の部	負債の部
現金·預金 仮払金 保険料積立金 配当積立金 前払保険料 (前払費用)	借入金
(削払負用) など	純資産の部

費用	収益
支払保険料 定期保険料 福利厚生費 給与 退職金 支払利息 雑損失 など	雑収入
利益	

2

一般的な生命保険の経理処理

定期保険の経理処理

それでは、ここからは生命保険の経理処理について見ていきます。まずは、一番基本的な定期保険 (解約返戻金のないタイプ)の商品です(解約返戻金のあるタイプについては後述)。

保険料を支払った場合

解約返戻金のない定期保険は一般的には「全額損金算入」です。例えば次のような契約形態で保険料10万円を支払った場合の仕訳は、「借方:支払保険料(費用の発生)、貸方:現金(資産の減少)」となります。

定期保険の保険料支払時の経理処理

例:定期保険に加入して保険料10万円を支払った (契約形態)

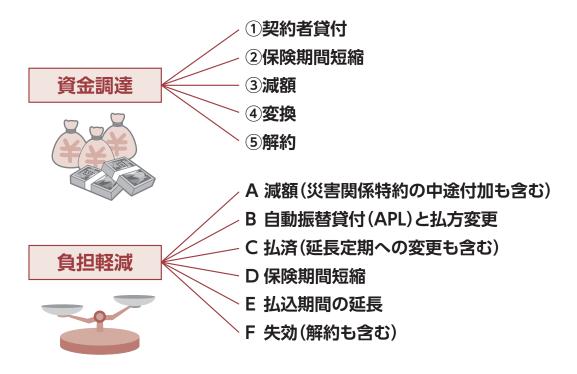
契約者	被保険者	受取人
会社	役員	会社

非常時に役立つ生命保険

既契約の保険を使って資金調達や保険料の負担軽減を図る

2020(令和2)年春頃から新型コロナウイルス感染症の拡大で、飲食業、観光業、運輸業、アパレル業など多くの会社が業績悪化となっています。しかし、国や地方自治体からの休業補償などの給付金もすぐには振り込まれないことから、当座のための現金が枯渇している会社も少なくありません。

このような状況においては、既契約の保険から資金調達を図ったり、あるいは保険料の負担を減らす方法で非常時に対処する方法があります(保険種類や保険会社によっては取扱いができないこともあります)。



上記の機能についてお客さまに案内する前に、お客さまの契約でそれが可能かどうかをしっかりと所属会社に確認することが大事です。特に代理店所属の方は、保険会社のソリシター(代理店営業担当者)の中にはこれらの知識が曖昧な方もいるので慎重に確認しながら手続きを進める必要があります。

可能と聞いたのでお客さまに提案し、書類まで作成したのにできなかったでは、お客さまに喜んでいただくどころか逆に立腹させてしまうことになりかねません。

保全の自由度が高い保険契約の場合、例えば解約前に期間短縮を行ってから解約することで責任 準備金の払出しが大きくなるケースもあります。このようにお客さまに代わってさまざまな想定を して提案できるのは生命保険の営業パーソンの担当者にしかできないことなので、頭を柔軟にして 臨みましょう。

では、それぞれの機能における具体的な注意点について確認します。